

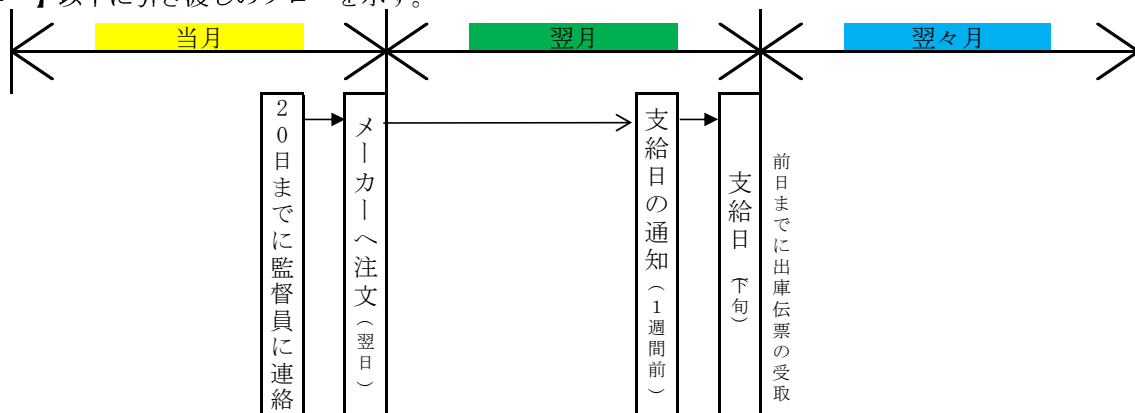
支給材料の引き渡しについて

標準仕様書第6条に基づき、次のとおり引き渡しを行う。

【確認事項】 以下に注意事項等を示す。

- ① 市は建設用支給材料の在庫を保有しない。
- ② 支給は月1回とする。
- ③ 引き渡し場所は「大垣市浄化センター中央広場」とし、下水道課職員が立ち会う。（6条第2項）
- ④ 支給日は毎月下旬とする。ただし、天候その他の理由により遅れる場合がある。
- ⑤ 本市が指定する支給日は、メーカーからの納品日である。支給日の午前中に納品し、受注者への引き渡しは当日10時から翌日17時まで完了する。（6条第3項）
- ⑥ 支給日は、監督員よりおよそ1週間前に口頭で通知する。通知後、支給日の前日までに監督員より出庫伝票を受け取り、引き渡し当日に持参すること。（6条第4項）
- ⑦ 毎月20日までに、翌々月の施工予定数量(必要数量)を監督員に連絡する。
※翌々月の施工予定数量以上の依頼はできない。ただし、工程進捗を加味し2組まで予備の依頼を認める。
- ⑧ 各工事における最終の支給依頼時（全て支給が完了する時）には、設計数量（設計変更を含む）が確定していること。不確定の場合には、依頼数量（支給数量）及び支給日を調整する。監督員の指示に従うこと。
※「設計数量＝メーカーからの納品数」のため、注文調整が必要となる。（支給材料の余りは生じない）
- ⑨ 毎月20日以外の追加依頼は認めない。ただし、設計変更及び緊急を要する場合はこの限りではない。
- ⑩ 支給当日は複数の受注者と引き渡しを行うため、日程調整および時間調整をする場合がある。監督員の指示に従うこと。
- ⑪ 引き渡し後は受注者の責任において適正かつ厳重に管理すること。（6条第5項）
- ⑫ 引き渡し後に紛失（盗難を含む）または破損した場合は、受注者が弁償すること。（6条第5項）
- ⑬ 引き渡し後に、設計変更等により返品が生じた場合は支給材料返品届を監督員に提出し、監督員立ち会いのもと速やかに指定の場所に搬入すること。
- ⑭ フタ（鋳出し）と枠（ペイント）にT-14とT-25の区別があるので引き渡し時に確認すること。

【フロー】 以下に引き渡しのフローを示す。



(切り取り線)

支給材料返品届			
月 分	平成 年 月 日		
町地内		補・単・替 工区	
業者名	市担当者		
	返品数量	受取済数量	変更数量
T-14	組	() 組	() 組
T-25	組	() 組	() 組
備考	(返品理由を明記)		